

◆ 不正行為の防止、公的研究費の適切な使用に関する取組み ◆

1. 責任体制の明確化

1) 最高管理責任者＝**学長**

競争的資金等の適正な運営・管理について最終責任を負う。

[役割] 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2) 統括管理責任者＝**事務局長**

最高管理責任者を補佐し、本学の競争的資金等の適正な運営・管理について、本学全体を統括する責任を担う。

[役割] 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示する。

3) コンプライアンス推進責任者＝**各部局長**

各部局等における、競争的資金等の運営・管理上のコンプライアンスに関する責任と権限を持つ者。

[役割] 部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認する。不正防止を図るため、部局内の全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握をし、必要に応じて改善を指導する。

2. 不正行為の防止について

不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改竄、又は盗用（以下「特定不正行為」という）と、特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいい、研究者に対する指導と厳格なチェック体制を整えることで不正行為を未然に防止します。また、不正行為の防止並びに早期発見を図るため、内部通報窓口を経営管理課管理係及び内部監査室に設置しております。

3. 不正使用防止の取組について

公的研究費をはじめとした公的競争的資金においては、適切な処理を遵守し、不正を防止することが強く求められます。ルールに従って正しく使用しない場合、公的研究費の返還や応募資格の停止、採択課題の交付停止などの措置が発生します。これらは、不正を行った研究者だけでなく、機関全体に及ぶこともあるので、不正防止対策の基本方針及び不正防止計画を策定して、公的研究費の適切な取扱いを徹底します。また、競争的資金の管理について、法令違反及び不正行為等の防止並びに早期発見を図るため、内部通報窓口を経営管理課管理係及び内部監査室に設置しております。

<内部通報窓口>

- ・ 経営管理課管理係 0799-60-1200
- ・ 内部監査室 0799-60-1200